令和 8 年 5 月 22 日
社会福祉法人 江津福祉会
苦情解決責任者　板井景子

令和 7 年度　苦情報告

社会福祉法人江津福祉会　なぎさこども園では、利用者から園に対する様々な意見・要望・苦情・不満（要望等）について適切な対応とその解決を図るため、規定に沿って行っております。第三者委員の責務と報告事項については以下の通りとしていますので、ご確認くださいますようよろしくお願いいたします。

【第三者委員の職務】

1. 受付担当者から受けた要望等の内容を聴取する
2. 内容の報告を受けた旨を甲出人へ通知する
3. 利用者からの要望を受けることも出来る
4. 必要に応じ園への要望等の解決についての助言を行なう
5. 甲出人と解決責任者の話し合いに立会い、助言を行なう
6. 解決責任者から、要望等に関わる事案の改善状況等の報告を受ける
7. 園の日常的な状況の把握に努める

■令和 7 年度　苦情報告について

・令和 7 年度なぎさこども園への要望等　　0 件

■ご意見について

・利用者アンケートをご覧ください。（アンケート結果参照）

以上、報告いたします。

☑ 要望等の報告を受けました
☐ ご意見等

令和 8 年 5 月 25 日

第三者委員　氏名　岡本祐子　印

第三者委員　氏名　平島信子　印